

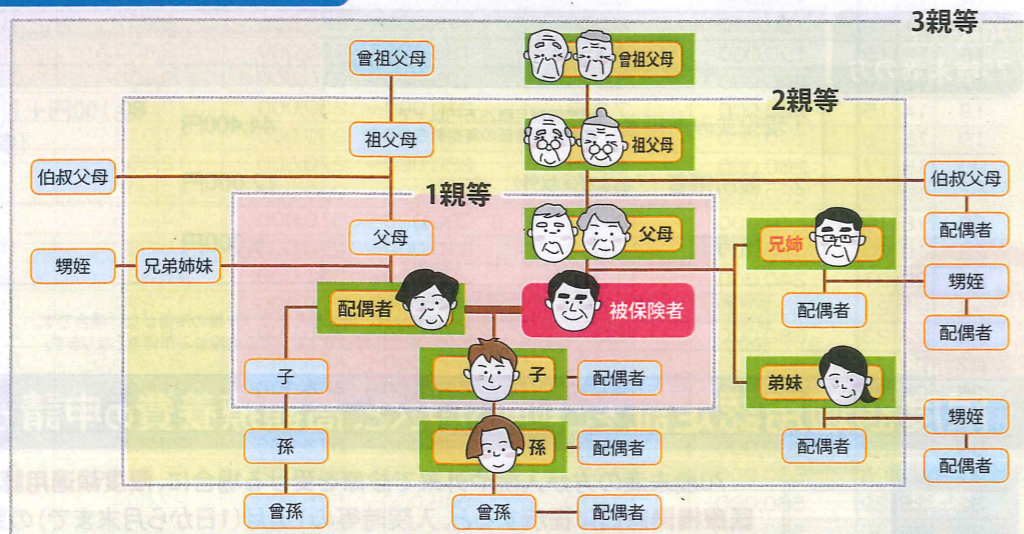
# 健康保険等の被扶養認定の同居要件が一部変更

平成28年10月1日から、**健康保険・船員保険の被扶養認定における兄弟の同居要件が廃止**されます。

健康保険法および船員保険法による被保険者の兄弟と弟妹の被扶養認定要件については、兄弟(被保険者との同居要件有り)と弟妹(同居要件無し)の間に差が設けられていましたが、**兄弟の同居要件が廃止**されるため、同居の確認書類の添付は不要となります。

変更前	同居要件/無し(同居でも別居でもよい)	同居要件/有り(同居が条件)
	① 被保険者の直系尊属、配偶者(内縁を含む)、子、孫および <b>弟妹</b>	② ア) 被保険者の3親等内の親族で、①以外のもの イ) 内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ) イの配偶者の死亡後におけるその父母および子
変更後	同居要件/無し(同居でも別居でもよい)	同居要件/有り(同居が条件)
	① 被保険者の直系尊属、配偶者(内縁を含む)、子、孫および <b>兄弟弟妹</b>	② ア) 被保険者の3親等内の親族で、①以外のもの イ) 内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ) イの配偶者の死亡後におけるその父母および子

## 被扶養者になれる人の範囲(3親等内の親族)



いずれも  
相談無料

## 岐阜県社会保険労務士会からのお知らせ

職場でのトラブルやお悩みごとなど、お気軽にご利用ください。

<p><b>総合労働相談所</b></p> <p>職場のトラブルや労働問題等、人事労務管理全般について、労働者、経営者の方々からご相談を受けします。経験豊かな社会保険労務士が秘密厳守で対応し、無料(電話相談・対面相談いずれも)で行っています。</p> <p>【電話・来所にて相談】平日/9時~17時 ☎0570-064-794 又は ☎058-272-2470 岐阜県社会保険労務士会ホームページを参照ください。</p>	<p><b>社労士会労働紛争解決センター岐阜</b></p> <p>経営者と個々の労働者の間で発生するトラブル(個別労働関係紛争)において、当事者双方の話し合いによる「あっせん」という手続で、円満な解決を図ります。特定社会保険労務士の専門知識を活用し、簡単な手続きで、迅速・円満・公平に解決することを目的としており、労使双方から、無料で申立てできます。</p> <p>【相談受付】 平日及び第1・第3土曜日/9時~17時 ただし水曜日19時まで延長 ☎0120-55-4864</p>	<p><b>岐阜県最低賃金総合相談支援センター</b></p> <p>事業主の経営労務面での悩みごとを解決します。</p> <p>【相談受付】 水曜日を除く/9時~17時 ☎058-272-2470</p>	<p><b>医療労務管理相談コーナー</b></p> <p>岐阜県医療勤務環境改善支援センター分室として、医療機関の人事労務管理全般についてご相談、照会等にお応えします。</p> <p>【相談受付】 水曜日を除く/9時~17時 ☎058-272-2470</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大

平成28年10月1日から、**特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。**

短時間労働者が厚生年金保険等の適用対象になると、将来、基礎年金に加え、報酬比例の厚生年金を受け取ることができるようになるなど、所得保障が手厚くなります。

## 特定適用事業所の要件

同一事業主の適用事業所(注1)の厚生年金保険の被保険者数(注2)の合計が、**1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる場合**は、特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。

- (注1) 同一事業主の適用事業所  
次に該当する適用事業所の単位となります。  
○法人事業所……… 法人番号が同じ適用事業所を指します。  
○個人事業所……… 現在の適用事業所を指します。  
○地方公共団体……… 法人番号が同じ適用事業所を指します。
- (注2) 短時間労働者を除き、第2号~第4号厚生年金被保険者である共済組合員を含みます。

※国に属する適用事業所 国に属する全ての適用事業所は特定適用事業所として、短時間労働者の適用拡大の対象となります。

## 短時間労働者の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の**①~④の全てに該当する方**が適用拡大の対象となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること**  
週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が**通常の週に勤務すべき時間**をいいます。(雇用保険の取扱いと同様)  
*週5の場合、1日:4時間*
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること**  
○期間の定めがなく雇用される場合  
○雇用期間が1年以上である場合  
○雇用期間が1年未満であり、次のいずれかに該当する場合  
・雇用契約書に契約が更新される旨、または更新される可能性がある旨が明示されている場合  
・同様の雇用契約により雇用された者について更新等により1年以上雇用された実績がある場合
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること**  
週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が、8.8万円以上である場合となります。ただし、次に掲げる賃金は除きます。  
【除外対象】  
・臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金(例/結婚手当、賞与等)  
・時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金(例/割増賃金等)  
・最低賃金法で算入しないことを定める賃金(例/精皆勤手当、通勤手当、家族手当)
- ④ 学生でないこと**  
生徒または学生は**適用対象外**となります。(雇用保険の取扱いと同様)

短時間労働者の適用拡大の詳細内容等については機構ホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

平成28年10月1日から変わります

【厚生年金保険】標準報酬月額の下限に新等級追加

厚生年金保険の現在の標準報酬月額の等級表に新たな等級(第1等級/88,000円)が追加されます。  
\*右ページの表もご参照ください。

改正前		改正後	
等級	報酬月額	等級	報酬月額
1	98,000	1	88,000 ~ 93,000
2	104,000	2	98,000 ~ 101,000
3	110,000	3	104,000 ~ 107,000
...	...	4	110,000 ~ 114,000
...	...	...	...
30	620,000	30	590,000 ~ 605,000
		31	620,000 ~

被保険者資格取得の基準変更

被保険者資格取得の基準(4分の3基準)が明確になります。

改正前		改正後	
a	1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数がおおむね4分の3以上	a	1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が4分の3以上
b	被保険者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、被保険者の適用を判断すること	b	廃止

被保険者資格取得の経過措置

法施行日後の4分の3基準を満たしていない場合であっても、法施行日前から被保険者である方については、法施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。

- 40歳以上65歳未満の方は、健康保険料(9.93%)に介護保険料(1.58%)が加わります。
- 厚生年金保険の報酬月額1等級は「~101,000円」、30等級は「605,000円～」と読み替えてください。  
平成28年10月以降の1等級は「~93,000円」、31等級は「605,000円～」と読み替えてください。
- 平成28年度における健康保険(協会けんぽ)の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○保険料折半額(被保険者負担分)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
  - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

厚生年金保険料の保険料率が改定されます

厚生年金保険の保険料率は、平成16年の法律改正により平成29年まで毎年0.354%ずつ引き上げられることになっています。  
これに伴い、平成28年9月から平成29年8月までは1000分の181.82(18.182%)となります。

平成28年8月まで **17.828%** → 平成28年9月から **18.182%**

※平成28年9月以降に支払われる賞与額にかかる保険料率も上記のとおりです。  
※厚生年金基金加入されている場合は、加入されている厚生年金基金へお問い合わせください。

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額保険料額表

健康等級	年金等級 変更前 変更後	標準報酬		報酬月額 以上~未満	保険料折半額(被保険者負担分)		
		月額	日額		健康保険料(平28.3~)		厚生年金保険料 (平28.9~平29.8)
					協会けんぽ岐阜支部	介護保険非該当 40歳未満、65歳以上	
1	※平成28年10月から変更	58,000	1,930	~ 63,000	2,879.7	3,337.9	※平成28年10月から追加
2		68,000	2,270	63,000~ 73,000	3,376.2	3,913.4	
3		78,000	2,600	73,000~ 83,000	3,872.7	4,488.9	
4		88,000	2,930	83,000~ 93,000	4,369.2	5,064.4	8,000.08
5	1	98,000	3,270	93,000~ 101,000	4,865.7	5,639.9	8,909.18
6	2	104,000	3,470	101,000~ 107,000	5,163.6	5,985.2	9,454.64
7	3	110,000	3,670	107,000~ 114,000	5,461.5	6,330.5	10,000.1
8	4	118,000	3,930	114,000~ 122,000	5,858.7	6,790.9	10,727.38
9	5	126,000	4,200	122,000~ 130,000	6,255.9	7,251.3	11,454.66
10	6	134,000	4,470	130,000~ 138,000	6,653.1	7,711.7	12,181.94
11	7	142,000	4,730	138,000~ 146,000	7,050.3	8,172.1	12,909.22
12	8	150,000	5,000	146,000~ 155,000	7,447.5	8,632.5	13,636.5
13	9	160,000	5,330	155,000~ 165,000	7,944	9,208	14,545.6
14	10	170,000	5,670	165,000~ 175,000	8,440.5	9,783.5	15,454.7
15	11	180,000	6,000	175,000~ 185,000	8,937	10,359	16,363.8
16	12	190,000	6,330	185,000~ 195,000	9,433.5	10,934.5	17,272.9
17	13	200,000	6,670	195,000~ 210,000	9,930	11,510	18,182
18	14	220,000	7,330	210,000~ 230,000	10,923	12,661	20,000.2
19	15	240,000	8,000	230,000~ 250,000	11,916	13,812	21,818.4
20	16	260,000	8,670	250,000~ 270,000	12,909	14,963	23,636.6
21	17	280,000	9,330	270,000~ 290,000	13,902	16,114	25,454.8
22	18	300,000	10,000	290,000~ 310,000	14,895	17,265	27,273
23	19	320,000	10,670	310,000~ 330,000	15,888	18,416	29,091.2
24	20	340,000	11,330	330,000~ 350,000	16,881	19,567	30,909.4
25	21	360,000	12,000	350,000~ 370,000	17,874	20,718	32,727.6
26	22	380,000	12,670	370,000~ 395,000	18,867	21,869	34,545.8
27	23	410,000	13,670	395,000~ 425,000	20,356.5	23,595.5	37,273.1
28	24	440,000	14,670	425,000~ 455,000	21,846	25,322	40,000.4
29	25	470,000	15,670	455,000~ 485,000	23,335.5	27,048.5	42,727.7
30	26	500,000	16,670	485,000~ 515,000	24,825	28,775	45,455
31	27	530,000	17,670	515,000~ 545,000	26,314.5	30,501.5	48,182.3
32	28	560,000	18,670	545,000~ 575,000	27,804	32,228	50,909.6
33	29	590,000	19,670	575,000~ 605,000	29,293.5	33,954.5	53,636.9
34	30	620,000	20,670	605,000~ 635,000	30,783	35,681	56,364.2
35		650,000	21,670	635,000~ 665,000	32,272.5	37,407.5	
36		680,000	22,670	665,000~ 695,000	33,762	39,134	
37		710,000	23,670	695,000~ 730,000	35,251.5	40,860.5	
38		750,000	25,000	730,000~ 770,000	37,237.5	43,162.5	
39		790,000	26,330	770,000~ 810,000	39,223.5	45,464.5	
40		830,000	27,670	810,000~ 855,000	41,209.5	47,766.5	
41		880,000	29,330	855,000~ 905,000	43,692	50,644	
42		930,000	31,000	905,000~ 955,000	46,174.5	53,521.5	
43		980,000	32,670	955,000~ 1,005,000	48,657	56,399	
44		1,030,000	34,330	1,005,000~ 1,055,000	51,139.5	59,276.5	
45		1,090,000	36,330	1,055,000~ 1,115,000	54,118.5	62,729.5	
46		1,150,000	38,330	1,115,000~ 1,175,000	57,097.5	66,182.5	
47		1,210,000	40,330	1,175,000~ 1,235,000	60,076.5	69,635.5	
48		1,270,000	42,330	1,235,000~ 1,295,000	63,055.5	73,088.5	
49		1,330,000	44,330	1,295,000~ 1,355,000	66,034.5	76,541.5	
50		1,390,000	46,330	1,355,000~	69,013.5	79,994.5	

●健康保険(協会けんぽ岐阜支部)の保険料率 一般被保険者 99.3/1000 介護保険料率 15.8/1000 ●厚生年金保険料率 一般被保険者 181.82/1000